

高松市総合評価競争入札の実施に係る意見聴取に関する要綱

(高松市総合評価委員)

第1条 市長は、高松市発注の工事等について、高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号。高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則（平成30年高松市規則第34号）第100条において読み替えて準用する場合を含む。）第14条の3第4項に規定する同項各号に掲げる事項に学識経験を有する者として、高松市総合評価委員（以下「評価委員」という。）を委嘱する。

(意見聴取の方法)

第2条 市長は、評価委員の意見を聴こうとするときは、あらかじめ評価委員の参集を求め、次の各号に掲げる意見徴収を行う場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書面を示すものとする。

- (1) 総合評価競争入札を行おうとする場合 工事の概要を示す書面及び総合評価競争入札を行おうとする理由を示す書面
- (2) 総合評価競争入札において落札者を決定しようとする場合 評価項目ごとの評価点を示す書面
- (3) 落札者決定基準を定めようとする場合 評価項目及び評価点の算定方法を示す書面

2 市長は、緊急その他の理由により前項の規定による評価委員の参集を行ういとまがないと認めるときは、評価委員からの意見書の提出をもって意見の聴取に代えることができる。

(評価委員の定数等)

第3条 評価委員の定数は、3人とする。

2 評価委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(守秘義務)

第4条 評価委員は、その職務の執行に当たって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。